

県有地の売払い
一般競争入札参加要領

令和5年9月13日入札実施

物件番号1 行田市城西1丁目563番2

令和5年6月

埼玉県

目 次

一般競争入札参加要領	-----	1
別添 土地売買契約書(案)	-----	8
物件調書	-----	13
案内図	-----	15
公図	-----	16
地積測量図	-----	17
位置指定道路(用地実測図)	-----	18
参考資料	-----	19
入札関係書類	-----	添付
・ 入札参加申込書		
・ 計画書		
・ 入札書・委任状		
・ 保管有価証券納付書等		
・ 入札保証金のお願い		
・ 銀行振出小切手の見本		
・ 保管有価証券納付書等(記載例)		
契約手続の案内	-----	参考

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
一般競争入札参加要領をよくお読みください。

参加要領

一般競争入札参加要領

令和5年9月13日(水)に埼玉県が行う **土地の売払い** の**一般競争入札**に参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

(入札に付する物件)

第1 入札に付する物件は、次のとおりとします。

所 在	地目	地積 (㎡)	備考
行田市城西1丁目563番2	宅 地	3, 7 1 6. 6 1 ㎡	公 簿

(入札参加条件)

第2 次の1・2のいずれにも該当しない者であることが入札参加の条件となります。

- 1 本件土地売買契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号)第32条第1項各号に掲げるもの。
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします)。
 - 一 故意に入札に付する不動産を損傷し、その価値を減少させた者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約条件)

第3 契約の条件については、別添に示す土地売買契約書(案)のとおりですので、条文をよく確認の上、入札に参加してください。

なお、土地売買契約書(案)第五条の違約金率は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率」と定めていますので、違約金の率改定により、率が変わることがあります。

(物件の調査)

第4 入札に参加しようとする方は、物件調書を参考にして、各自で参加申込み前に必ず調査をしてください。

また、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先します。現地説明等の内覧会はありませんので、各自で必ず物件の調査をして、法令上の制限等を十分に確認し、入札に参加してください。

なお、物件の調査に関する問い合わせは電話で受け付けます。

(入札参加申込み)

第5 入札参加者は、事前に一般競争入札参加申込書を提出しなければ入札することができません。

なお、郵送による申込みは受け付けません。

2 入札参加申込みの受付期間、受付時間及び受付場所は、次のとおりです。

(1) 受付期間	令和5年8月1日(火)から9月8日(金)まで (土曜日・日曜日・祝日を除く)
(2) 受付時間	午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
(3) 受付場所	さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県都市整備部住宅課事務室内(県庁第二庁舎1階東側)
(4) 提出書類	一般競争入札参加申込書、計画書

(入札及び開札の日時)

第6 入札及び開札の日時は、次のとおりです。

(1) 入札期日	令和5年9月13日(水)
(2) 入札時間	物件番号1 午後2時00分 (第8も参照し、時間を間違えないよう注意してください。)
(3) 開札時間	入札締切り後、即時

(入札及び開札の場所)

第7 入札及び開札の場所は次のとおりです。

埼玉教育会館403会議室(4階) : さいたま市浦和区高砂3-12-24

(入札保証金)

第8 入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を、埼玉県の発行する保管有価証券納付書等により、入札当日に入札の場所で納付していただきます。

なお、入札保証金の納付は入札の30分前の午後1時30分から受け付けます。

2 入札保証金の納付は、銀行振出小切手(東京手形交換所加盟の金融機関が振り出すもので、振出日から起算して5日を経過していない一般線引小切手)の提供をもって

代えることができます。

*「横線」があり、支払先を銀行に限定し、不正な所持人への支払いを防止していること。

(入 札)

第 9 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名の上、封筒に入れて所定の入札箱に投入してください。

2 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人をして、委任状を入札書に同封させていただきます。

3 入札書、委任状用紙及び保管有価証券納付書等は、入札参加申込受付時に交付しません。

(入札金額の表示)

第 10 入札金額は、物件の価額の総額を表示してください。

(入札書の書換え等の禁止)

第 11 入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

(開 札)

第 12 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない埼玉県職員を立ち合わせます。

(入札の無効)

第 13 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 入札の開始時間前までに第 8 に定める入札保証金を納付しない者の入札

(3) 入札金額の 100 分の 5 に満たない入札保証金を納入した者の入札

(4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名のないもの

(5) 同じ物件について 2 通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの

(6) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者に係る入札

(7) 入札書の金額を訂正したもの

(8) 著しい反社会的行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札

(9) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第14 落札者は、埼玉県の予定価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者となります。なお、予定価格の目安となる参考価格は、物件調書記載のとおりとします。

(再度入札)

第15 開札をした場合に、予定価格以上の価額の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

2 再度入札の回数は、1回とします。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第13の規定により無効とされなかった者に限ります。

4 再度入札を行う場合は、1回目の入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなしますが、1回目の入札保証金が再度入札金額の100分の5に満たないときは、第8の例により入札保証金を納付(上積み)していただきます。

5 銀行振出小切手による納付の場合、再度入札金額(上積み)を考慮して銀行振出小切手を御準備ください。

(くじによる落札者の決定)

第16 落札者となるべき同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない埼玉県職員にくじを引かせます。

(入札結果の通知)

第17 開札をした場合に、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(契約の締結)

第18 落札者は、役員名簿を、第5の2(3)の記載先へ、至急提出してください。なお、落札者が個人の場合は、役職名については記入不要です。提出された役員名簿の内容については、参加資格の確認のため、国等へ照会する場合があります。また、落札者は、令和5年9月22日(金)までに別添に示す様式の契約書により契約を締結していただきます。

(契約保証金)

第19 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を

埼玉県の発行する納付書により納付していただきます。ただし、契約の締結と同時に、売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

2 第8の2の規定は、契約保証金について準用します。

(入札保証金の返還等)

第20 落札者以外の者が納付した入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された小切手を含みます。)は、落札者決定後直ちに入札の場所で返還します。

2 落札者が納付した入札保証金は、第19に定める契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。

3 入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第19の例により納付しなければなりません。

(入札保証金の利息)

第21 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

(入札保証金の没収)

第22 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、埼玉県に帰属することとなります。

(売買代金の支払期限)

第23 売買代金は、契約締結と同時に全額を支払う場合を除き、県の発行する納付書により、その発行日から30日以内に支払っていただきます。売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は県に帰属することになります。

(所有権の移転)

第24 売買代金(遅延違約金がある場合は違約金を含む)が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状で引き渡します。

2 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。

3 契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(契約不適合責任)

第25 この土地の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、落札者は県に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができません。ただし、落札者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合は、土地の引渡しの日から1年間に限り、その不適合の程度に応じた代金の減額請求又は契約の解除をすることができます。

(境界の明示)

第26 県は、落札者に対して本件不動産の現地における境界の明示を省略するものとします。

(売却に係る条件)

第27 物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。

2 現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。

3 確定測量は実施済みです。

4 土壌汚染調査及び地質調査については実施していません。

5 土地売買契約書には、売主の契約不適合責任を免責する旨の特約を設けます。

6 越境物等があった場合は、県は越境状態の解消等を行っていないため、落札者が越境物所有者と協議してください。

7 売買物件を以下の用途に供することを禁じます。また、これらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはなりません。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用

(4) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用

8 行田市公表の洪水ハザードマップでの浸水想定区域は0.5~3.0mとされています。

9 当要領13ページ「物件調書」に道路付で記載した東側幅員4mの舗装道路は当物件に含まれた建築基準法第42条1項5号道路(以下「位置指定道路」という。)です。

昭和39年2月28日指定、幅員4m延長89.60mで、北側市道には接していません。

なお、当該位置指定道路は、落札者に所有権が移転する時点で管理義務が移行します。

10 旧上水道管(ACPφ100/ACPφ50)が位置指定道路の区域内に埋設されていますが、上水道管としての使用はできません。

11 当該地の敷地内に、東京電力パワーグリッド(株)の本支線柱等が設置されています。(東京電力パワーグリッド(株)が敷地外移設の調整を行っています。)

(その他)

第28 この要領に定めのない事項については、埼玉県財務規則（昭和39年3月31日規則第18号）その他関係法令の定めるところによります。

2 第15により実施された再度の入札で落札者がなかったとき、埼玉県は入札参加者のうちから希望を募り、契約の交渉に入ることがあります。

（配慮義務）

第29 購入者は、周辺住民に土地利用計画の周知を図ると共に、住民の意見を十分聴取するなど、適切な対応に努めてください。

（入札結果の公表）

第30 入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめ御了承ください。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

（感染症対策）

第31 入札に参加される方は感染症対策への御協力をお願いいたします。

（本要領掲載後に入札参加予定者全体へ周知が必要となった事項の周知について）

第32 本要領を県ホームページに掲載後、売却に係る条件等、入札参加者予定者全体へ周知すべきと県が判断した事項が生じた場合は、令和5年7月31日（月）までに県ホームページにて公開します。

（入札の中止等）

第33 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しません。

【別添】

土地売買契約書(案)

埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、その所有に属する次に掲げる土地（以下「この土地」という。土地上の工作物、付帯設備及びその他一切の動産を含む。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所在	地目	地積 (㎡)	備考
行田市城西1丁目563番2	宅地	3,716.61㎡	公簿

- この土地の売買契約は、法務局備付けの地積測量図に記載されている実測面積に基づき締結するものとする。
- 乙は、次の各号の事項を確認し、承諾のうえ、この土地を買受けるものとする。
 - この土地に地中残置物及び埋蔵文化財等が存することにより、法令等に基づく措置が必要となった場合には、乙がかかる措置についての責任と費用を負うものであること。
 - この土地に土壤汚染があることが判明した場合、乙がその除去等の対策について責任と費用を負うものであること。
 - この土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものであること。
 - この土地の実測面積が法務局備付けの地積測量図に記載された面積と異なる場合であっても、その差異に応じた売買代金の変更は行わないものであること。
 - この契約について第三者から異議の申立てなどがあつたときは、乙の責任において処理するものであること。

（売買代金）

第2条 この土地の売買代金は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。但し、次項の規定により契約保証金に充当した額があるときは、契約保証金の額から当該充当した額を控除した額を納付するものとする。

- 甲は、この契約の締結と同時に、乙が納付した入札保証金を、前項の契約保証金のうち金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円に充当できるものとする。
- 第1項の契約保証金には、利息を付けないものとする。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を、前条の代金の一部に充当するものとする。

5 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰す理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

(代金の支払い)

第4条 乙は、第2条の代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〇〇〇〇〇〇〇〇円を甲の発行する納入通知書により、一括して、甲が指定する日までに甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(違約金の徴収)

第5条 乙は、第2条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年2.5パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を支払わなければならない。

(所有権の移転等)

第6条 この土地の所有権は、乙が第2条の代金(第5条の違約金を含む。)の支払いを完了したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、この土地の所有権が乙に移転したときに、乙に現状有姿のままこの土地を引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 乙は、前条の規定により、この土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この契約締結後において、この土地の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、乙は甲に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

2 第1条第3項(4)及び前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合は、第5条第2項に規定する引渡しの日から1年間に限り、その不適合の程度に応じた代金の減額請求又は契約の解除をすることができる。

(用途の制限)

第9条 乙が売買物件を以下の用途に供することを禁じる。また、これらの用に供されることを知りながら、乙は本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的

とする権利の設定をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用

(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、県有地の売払い一般競争入札参加要領に記載された入札参加条件を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき。

(2) 乙が、その義務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙が第9条に違反したとき。

3 第1項及び第2項の解除により発生する一切の費用は、乙の負担とする。

(乙の原状回復義務)

第11条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記にかかる承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第12条 甲は、第10条の規定によりこの契約を解除したときは、第4条の規定に基づき乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、第10条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、第10条の規定によりこの契約を解除したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除に伴う土地の賃借料相当額の支払義務)

第13条 乙は、甲が第10条の規定によりこの契約を解除したときは、甲から乙にこの土地を引渡した日から第11条第1項の規定により甲が乙からこの土地の返還を受けた日までの土地賃借料相当額を、甲の定める方法により甲に支払うものとする。

2 前項の土地賃借料相当額は、普通財産貸付料算定基準(昭和57年3月18日付け通達管財第881号総務部長通達)に定めるところにより算定した、土地の引き渡しから契約の解除をするまでの期間の年額とし、期間が1年未満の場合は日割り計算により算出した額とする。

(相殺)

第14条 第10条の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき土地賃借料相当額その他金銭債務と、甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄するさいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第18条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

(事業者調査への協力)

第19条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(定めのない事項等)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕

乙

印

【物件調書】

物件番号 1 (県営行田忍住宅跡地)

参 考 価 格		62,067,387円
土 地	所 在 地	行田市城西1丁目563番2
	地 目	宅地
	面 積	3,716.61㎡(公簿)
	現 況	更地
	形 状	不整形
道 路 付	北側／幅員5.4m～8.5mの舗装市道(第5.3-171号線) 西側／幅員3mの開渠(忍沼用水路)を介して幅員5.7mの舗装市道(5.3-168号線) 南側／幅員3.5mの舗装道路(行田市所有建築基準法外道路) 東側／幅員4mの舗装道路(位置指定道路) 東側／上記位置指定道路を介して幅員8.6mの舗装市道(5.3-169号線)	
建 物	住居表示	建物はありません。
	築年月	建物はありません。
	構 造	建物はありません。
	延床面積	建物はありません。
	そ の 他	建物はありません。
法 令 制 限	用 途	市街化区域(第1種住居地域)(指定建ぺい率60%/指定容積率200%)
	都市施設	なし
	建築制限	特別工業地区、日影規制(4m・4時間・2.5時間)
	防火地域	なし
	文化財	なし
都市計画法・建築基準法に関する事項	行田市都市計画課、建築開発課：048-556-1111(代表)	
私道の負担等		なし
給 排 施 設	電 気	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター：0120-995-001
	ガ ス	北東側／市道5.3-171号線下に50φ管理設 東京ガス(株)お客様センター：03-3344-9100
	上 水 道	東側／市道5.3-169号線下に100φ公設管理設 行田市都市整備部水道課：048-553-0131
	下 水 道	北側／市道5.3-171号線下に250φ・300φ公設管理設 東側／市道5.3-169号線下に300φ公設管理設 行田市都市整備部下水道課：048-564-0303
交 通 機 関		秩父鉄道秩父本線持田駅から 約1.0km(徒歩12分) JR高崎線行田駅から 約3.8km
公 共 機 関		行田市忍小学校：850m 行田市忍中学校：800m
周 辺 状 況		行田市旧市街地で戸建て住宅がみられる環境。 近隣に行田本丸郵便局400m付近、行田市役所750m付近。
特 記 事 項		別紙

○特記事項

- 1 この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
- 2 現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。
- 3 確定測量は実施済みです。
- 4 土壤汚染調査及び地質調査については実施していませんが、埼玉県東部環境管理事務所による聴取では、土壤汚染対策法による「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」に該当しないこと、対象地に水質汚濁防止法における有害物質を取り扱う特定施設がないことを確認しています。
- 5 土地売買契約書には、売主の契約不適合責任を免責する旨の特約を設けます。
- 6 越境物等があった場合は、県は越境状態の解消等を行っていないため、落札者が越境物所有者と協議してください。
- 7 売買物件を以下の用途に供することを禁じます。また、これらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはなりません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業の用
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用
 - (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用
- 8 行田市公表の洪水ハザードマップでの浸水想定区域は 0.5～3.0m とされています。
- 9 道路付で記載した東側幅員 4m の舗装道路は、当物件に含まれた建築基準法第 42 条に基づく位置指定道路です。昭和 39 年 2 月 28 日指定で幅員 4m 延長 89.60m、北側の市道には接していません。

なお、当該位置指定道路は、落札者に所有権が移転する時点で管理義務が移行します。
- 10 旧上水道管 (ACP φ 100/ACP φ 50) が位置指定道路の区域内に埋設されていますが、上水道管としての使用はできません。

水道使用については、行田市水道課に相談してください。
- 11 当該地の敷地内に、東京電力パワーグリッド(株)の本支線柱等が設置されています。(東京電力パワーグリッド(株)が敷地外移設の調整を行っています。)

案内図

(Googlemap 利用)



地積測量図

登記年月日：令和1年10月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和4年9月7日
さいたま地方法務局熊谷支局

登記官

小笠原文雄



座標求積表

地番	563-2		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
K11	15553.311	-34593.691	-1094336.821094
SK7	15553.044	-34590.147	-32376.377592
SK6	15554.247	-34584.969	-100815.184635
SK5	15555.959	-34581.853	-96414.206164
K1	15557.035	-34572.763	-36647.128780
PK3	15557.019	-34561.898	106519.769636
PK213	15553.953	-34551.653	285051.137250
SK800	15548.769	-34543.291	1504291.236468
K2	15510.405	-34553.996	1847533.058128
SK908	15495.301	-34556.879	605747.531991
K3	15492.876	-34543.848	181666.096632
CP493	15490.042	-34528.550	234690.554350
K4	15486.079	-34529.152	-68126.016896
K5	15492.015	-34561.128	-268056.108768
K6	15493.835	-34570.039	-119819.755174
21H1072	15495.481	-34578.984	-78874.662504
K7	15496.116	-34582.432	75735.526080
21H1076	15493.291	-34582.976	83863.716800
MK764	15493.691	-34601.005	-31210.106510
MK765	15494.193	-34612.446	-47592.113250
SK673	15495.066	-34620.043	-337718.519465
SK672	15503.948	-34619.548	-430009.405708
SK671	15507.487	-34618.831	-604514.026922
K8	15521.410	-34611.152	-1586021.429248
		倍面積	-7433.235375
		面積	3716.617687
		地積	3716.61 m ²

座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	備考
T3	15557.552	-34543.905	4級基準点 金属鉄
T4	15560.663	-34581.781	4級基準点 金属鉄
T5	15553.983	-34598.364	4級基準点 金属鉄
T6	15498.812	-34628.075	4級基準点 金属鉄
T9	15495.012	-34559.196	4級基準点 金属鉄
T10	15496.251	-34581.093	4級基準点 金属鉄

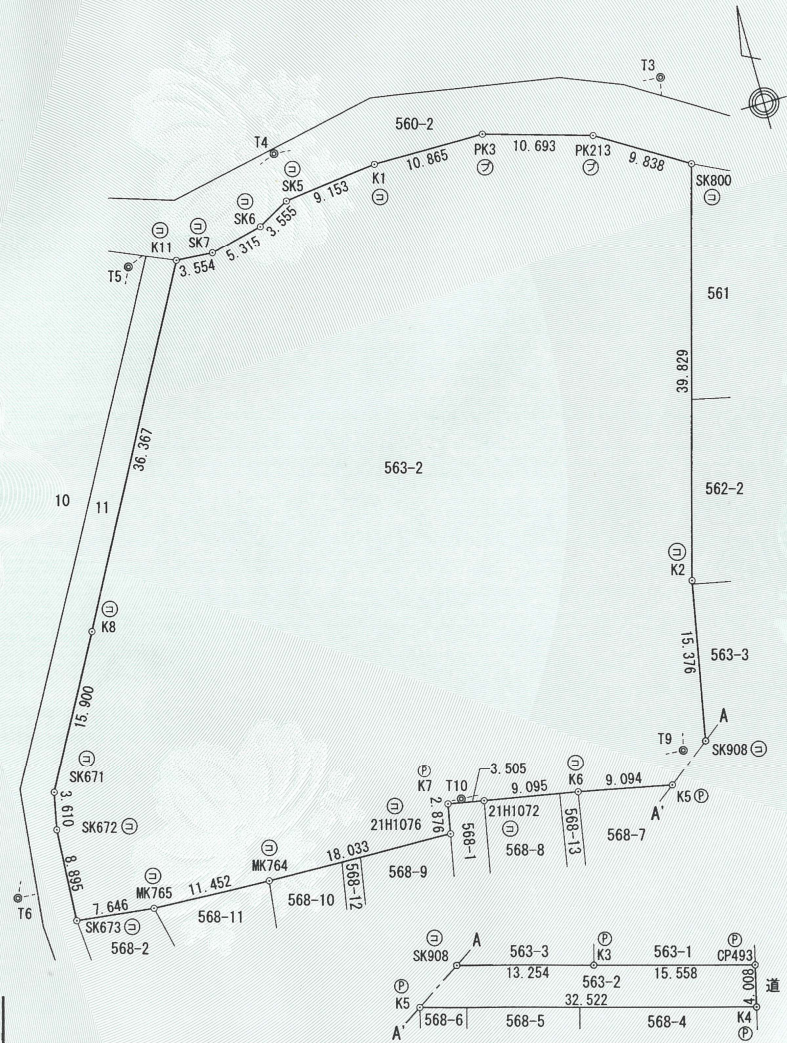
使用した測地・座標系	世界測地系(測地成果2011)・IX系
縮尺係数	0.999915
測量年月日	令和元年6月19日

「管理者のパラメータ変換による」

凡例	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類
	⊙	石杭	⊕	金属鉄	⊖	刻印
	⊗	コンクリート杭	⊙	金属杭		
	⊚	プラスチック杭	⊕	金属プレート		

作成者 埼玉県越谷市千間台東2丁目7番地16
土地家屋調査士 中村 一豊 (和元年10月1日作成)

地番	563-2	地積測量図
土地の所在	行田市城西一丁目	



申請人 埼玉県 埼玉県知事 大野 元裕
縮尺 1/500

位置指定道路(用地実測図)

用地実測図 縮尺1/250

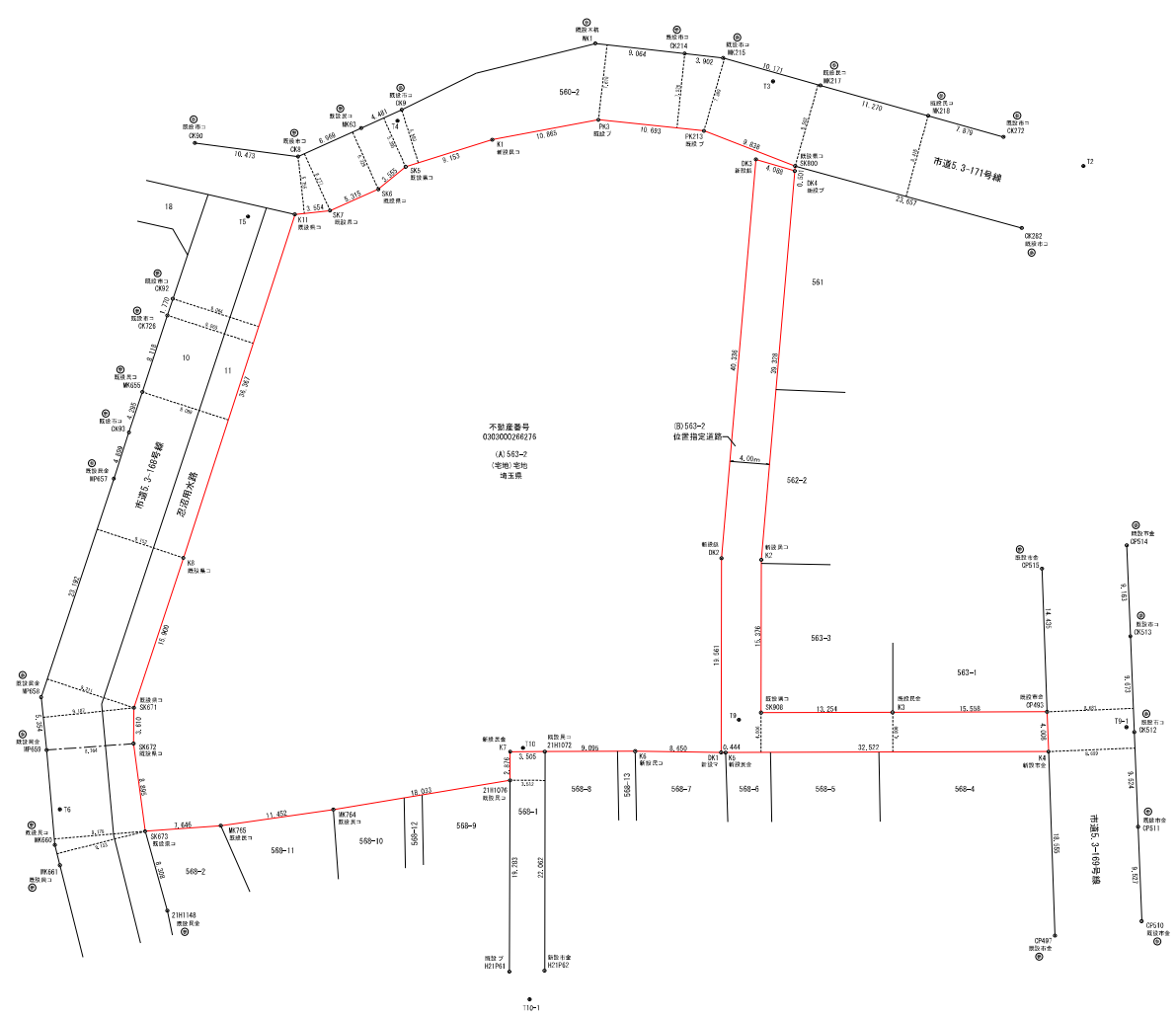
県営行田忍住宅

行田市
城西一丁目



境界点座標表

順次	X座標	Y座標	備考
1	14496.481	-41678.984	
2	14490.991	-41682.976	
3	14499.099	-41683.216	
4	14508.975	-41683.396	
5	14561.671	-41681.178	
6	14584.367	-41680.000	
7	14547.957	-41697.930	
8	14534.836	-41694.180	
9	14584.981	-41682.024	
10	14547.763	-41683.132	
11	14538.401	-41684.026	
12	14498.392	-41689.312	
13	14496.986	-41618.892	
14	14555.074	-41608.100	
15	14491.872	-41628.930	
16	14467.796	-41631.962	
17	14469.868	-41623.904	
18	14478.973	-41621.696	
19	14508.051	-41617.486	
20	14641.914	-41626.982	
21	14492.004	-41661.963	
22	14411.419	-41655.496	
23	14388.371	-41647.054	
24	14349.786	-41643.426	
25	14474.358	-41648.622	
26	14473.808	-41653.111	
27	14387.033	-41672.793	
28	14349.816	-41683.966	
29	14292.876	-41613.818	
30	14408.079	-41629.152	
31	14492.015	-41661.122	
32	14496.855	-41676.030	
33	14496.116	-41682.432	
34	14521.410	-41691.152	
35	14585.311	-41699.691	
36	14688.928	-41688.933	
37	14640.807	-41619.993	
38	14688.372	-41639.287	
39	14681.929	-41628.181	
40	14688.954	-41612.188	
41	14688.372	-41629.226	
42	14449.975	-41629.101	
43	14440.659	-41681.005	
44	14491.000	-41612.188	
45	14588.541	-41616.517	
46	14610.271	-41627.822	
47	14688.952	-41628.181	
48	14657.019	-41661.888	
49	14688.955	-41651.053	
50	14688.929	-41648.683	
51	14681.247	-41618.969	
52	14688.944	-41696.147	
53	14692.482	-41618.831	
54	14698.948	-41619.148	
55	14698.966	-41620.143	
56	14658.569	-41614.501	
57	14496.361	-41636.879	
58	14644.847	-41660.778	



境界点座標表

順次	X座標	Y座標	備考
1	14682.184	-41646.563	
2	14493.833	-41676.099	
3	14490.981	-41628.861	
4	14496.114	-41626.312	
5	14493.291	-41682.970	
6	14489.681	-41661.843	
7	14494.193	-41645.169	
8	14490.099	-41680.013	
9	14608.948	-41639.449	
10	14607.487	-41618.821	
11	14653.114	-41608.691	
12	14688.044	-41610.111	
13	14684.247	-41634.969	
14	14638.908	-41611.853	
15	14637.003	-41672.763	
16	14637.018	-41618.848	
17	14635.963	-41641.623	
18	14648.789	-41643.271	
19	14658.284	-41618.329	
20	14650.171	-41647.044	
21	14611.319	-41657.895	
22	14644.847	-41628.181	
23	14644.847	-41628.181	
24	14644.847	-41628.181	
25	14644.847	-41628.181	
26	14644.847	-41628.181	
27	14644.847	-41628.181	
28	14644.847	-41628.181	
29	14644.847	-41628.181	
30	14644.847	-41628.181	
31	14644.847	-41628.181	
32	14644.847	-41628.181	
33	14644.847	-41628.181	
34	14644.847	-41628.181	
35	14644.847	-41628.181	
36	14644.847	-41628.181	
37	14644.847	-41628.181	
38	14644.847	-41628.181	
39	14644.847	-41628.181	
40	14644.847	-41628.181	
41	14644.847	-41628.181	
42	14644.847	-41628.181	
43	14644.847	-41628.181	
44	14644.847	-41628.181	
45	14644.847	-41628.181	
46	14644.847	-41628.181	
47	14644.847	-41628.181	
48	14644.847	-41628.181	
49	14644.847	-41628.181	
50	14644.847	-41628.181	
51	14644.847	-41628.181	
52	14644.847	-41628.181	
53	14644.847	-41628.181	
54	14644.847	-41628.181	
55	14644.847	-41628.181	
56	14644.847	-41628.181	
57	14644.847	-41628.181	
58	14644.847	-41628.181	
59	14644.847	-41628.181	
60	14644.847	-41628.181	
61	14644.847	-41628.181	
62	14644.847	-41628.181	
63	14644.847	-41628.181	
64	14644.847	-41628.181	
65	14644.847	-41628.181	
66	14644.847	-41628.181	
67	14644.847	-41628.181	
68	14644.847	-41628.181	
69	14644.847	-41628.181	
70	14644.847	-41628.181	
71	14644.847	-41628.181	
72	14644.847	-41628.181	
73	14644.847	-41628.181	
74	14644.847	-41628.181	
75	14644.847	-41628.181	
76	14644.847	-41628.181	
77	14644.847	-41628.181	
78	14644.847	-41628.181	
79	14644.847	-41628.181	
80	14644.847	-41628.181	
81	14644.847	-41628.181	
82	14644.847	-41628.181	
83	14644.847	-41628.181	
84	14644.847	-41628.181	
85	14644.847	-41628.181	
86	14644.847	-41628.181	
87	14644.847	-41628.181	
88	14644.847	-41628.181	
89	14644.847	-41628.181	
90	14644.847	-41628.181	
91	14644.847	-41628.181	
92	14644.847	-41628.181	
93	14644.847	-41628.181	
94	14644.847	-41628.181	
95	14644.847	-41628.181	
96	14644.847	-41628.181	
97	14644.847	-41628.181	
98	14644.847	-41628.181	
99	14644.847	-41628.181	
100	14644.847	-41628.181	

境界点座標表

順次	X座標	Y座標	備考
1	14682.184	-41646.563	
2	14493.833	-41676.099	
3	14490.981	-41628.861	
4	14496.114	-41626.312	
5	14493.291	-41682.970	
6	14489.681	-41661.843	
7	14494.193	-41645.169	
8	14490.099	-41680.013	
9	14608.948	-41639.449	
10	14607.487	-41618.821	
11	14653.114	-41608.691	
12	14688.044	-41610.111	
13	14684.247	-41634.969	
14	14638.908	-41611.853	
15	14637.003	-41672.763	
16	14637.018	-41618.848	
17	14635.963	-41641.623	
18	14648.789	-41643.271	
19	14658.284	-41618.329	
20	14650.171	-41647.044	
21	14611.319	-41657.895	
22	14644.847	-41628.181	
23	14644.847	-41628.181	
24	14644.847	-41628.181	
25	14644.847	-41628.181	
26	14644.847	-41628.181	
27	14644.847	-41628.181	
28	14644.847	-41628.181	
29	14644.847	-41628.181	
30	14644.847	-41628.181	
31	14644.847	-41628.181	
32	14644.847	-41628.181	
33	14644.847	-41628.181	
34	14644.847	-41628.181	
35	14644.847	-41628.181	
36	14644.847	-41628.181	
37	14644.847	-41628.181	
38	14644.847	-41628.181	
39	14644.847	-41628.181	
40	14644.847	-41628.181	
41	14644.847	-41628.181	
42	14644.847	-41628.181	
43	14644.847	-41628.181	
44	14644.847	-41628.181	
45	14644.847	-41628.181	
46	14644.847	-41628.181	
47	14644.847	-41628.181	
48	14644.847	-41628.181	
49	14644.847	-41628.181	
50	14644.847	-41628.181	
51	14644.847	-41628.181	
52	14644.847	-41628.181	
53	14644.847	-41628.181	
54	14644.847	-41628.181	
55	14644.847	-41628.181	
56	14644.847	-41628.181	
57	14644.847	-41628.181	
58	14644.847	-41628.181	
59	14644.847	-41628.181	
60	14644.847	-41628.181	
61	14644.847	-41628.181	
62	14644.847	-41628.181	
63	14644.847	-41628.181	
64	14644.847	-41628.181	
65	14644.847	-41628.181	
66	14644.847	-41628.181	
67	14644.847	-41628.181	
68	14644.847	-41628.181	
69	14644.847	-41628.181	
70	14644.847	-41628.181	
71	14644.847	-41628.181	
72	14644.847	-41628.181	
73	14644.847	-41628.181	
74	14644.847	-41628.181	
75	14644.847	-41628.181	
76	14644.847	-41628.181	
77	14644.847	-41628.181	
78	14644.847	-41628.181	
79	14644.847	-41628.181	
80	14644.847	-41628.181	
81	14644.847	-41628.181	
82	14644.847	-41628.181	
83	14644.847	-41628.181	
84	14644.847	-41628.181	
85	14644.847	-41628.181	
86	14644.847	-41628.181	
87	14644.847	-41628.181	
88	14644.847	-41628.181	
89	14644.847	-41628.181	
90	14644.847	-41628.181	
91	14644.847	-41628.181	
92	14644.847	-41628.181	
93	14644.847	-41628.181	
94	14644.847	-41628.181	
95	14644.847	-41628.181	
96	14644.847	-41628.181	
97	14644.847	-41628.181	
98	14644.847	-41628.181	
99	14644.847	-41628.181	
100	14644.847	-41628.181	

測量データ

測量方法	水準測量
縮尺	1/4000
測量年月日	令和元年10月19日

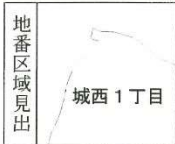
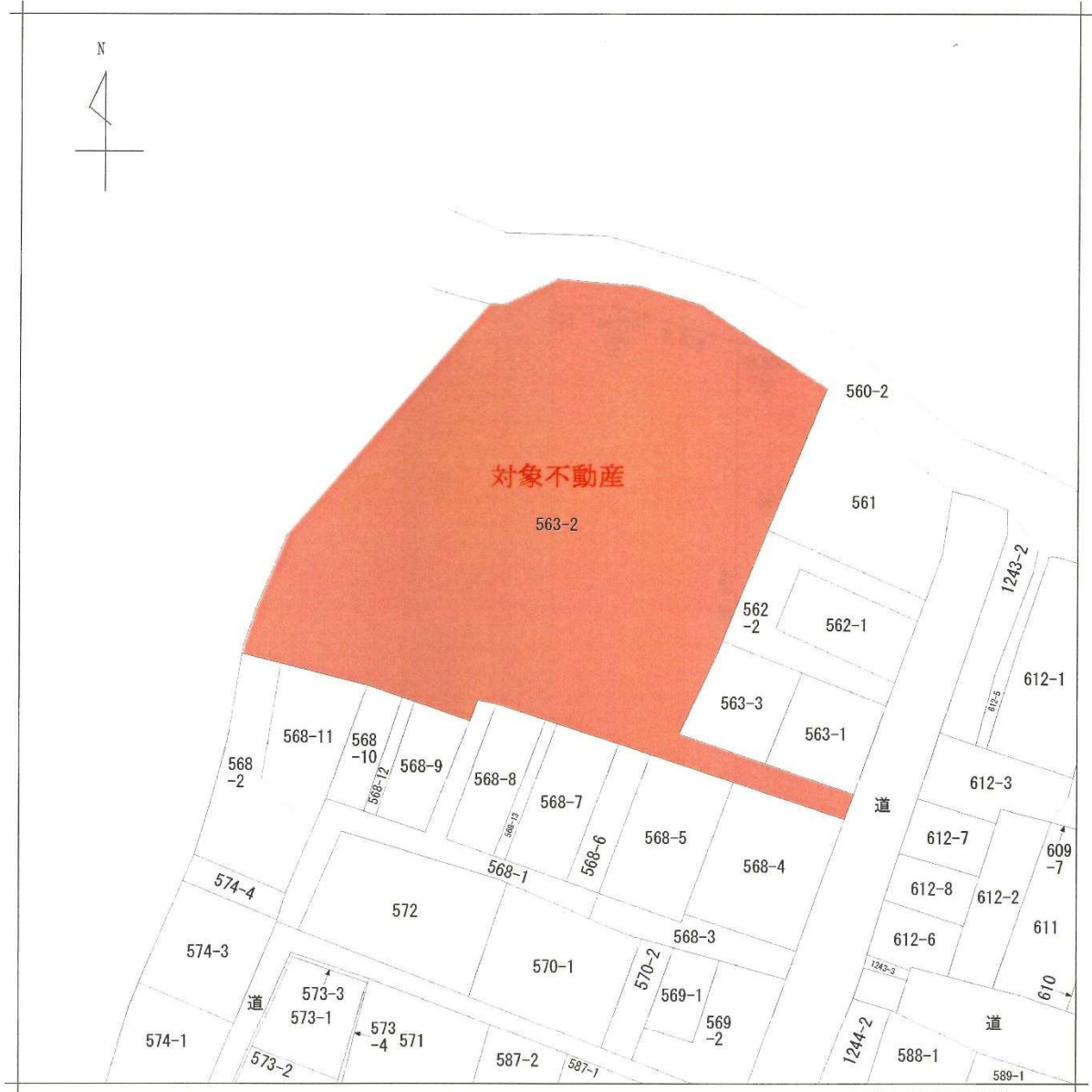
境界点座標表

順次	X座標	Y座標	備考
1	14618.014	-41604.727	
2	14618.000	-41619.711	
3	14637.632	-41643.903	
4	14640.463	-41641.701	
5	14639.961	-41640.361	

公図

表示年月日：2022/10/24

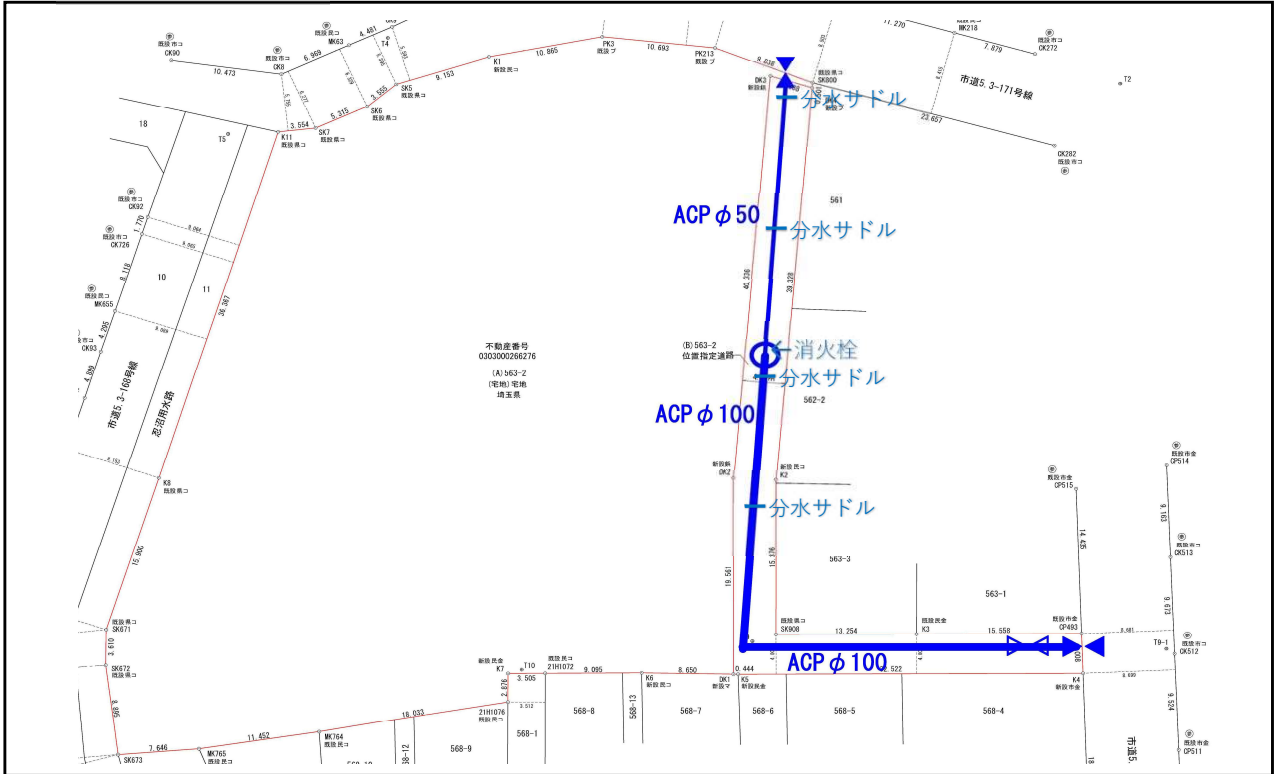
公図写



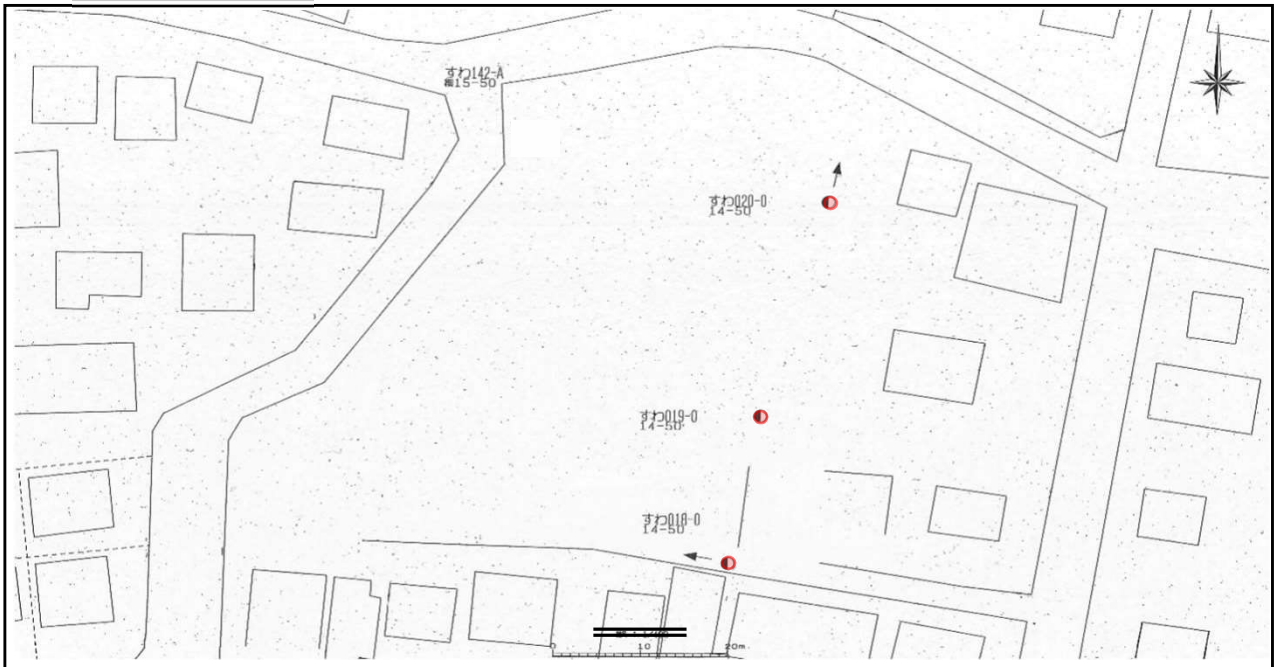
請求部分	所在	行田市城西一丁目			地番	563番2		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

A3をA4に縮小

旧上水道埋設図



電柱等位置図



電柱建設位置明細

電柱標識	電柱番号	種類員数		
		本柱	支線	支線柱
すわ (0601)	○ 18	1	1	
	○ 19	1		
	○ 20	1	1	

資料提供: 東京電力パワーグリッド(株)
熊谷支社

物件番号	1
受付番号	

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 _____

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札参加物件

物件番号 1

所 在	地 目	地 積 (㎡)	備 考
行田市城西1丁目563番2	宅 地	3, 716. 61㎡	公簿

2 入札実施日時

令和5年9月13日(水)午後2時00分

3 申 込 人

住 所 _____

氏 名 _____

(法人の場合は代表者名義を使用してください)

【記載例】

物件番号	1
受付番号	

一般競争入札参加申込書

令和 5年 8月 ●日

(宛先)

埼玉県知事 ● ● ● ●

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札参加物件

物件番号 1

所 在	地 目	地 積 (㎡)	備 考
行田市城西1丁目563番2	宅 地	3, 716. 61㎡	公簿

2 入札実施日時

令和5年9月13日(水)午後2時00分

3 申 込 人

住 所 ● ● 市 ● ● △ △ × ×

氏 名 ● ● 株式会社 代表取締役 埼玉 武蔵

(法人の場合は代表者名義を使用してください)

計画書（物件番号 1）

令和 年 月 日

(宛名) 埼玉県知事

提出者

住 所 _____

氏 名 _____

(法人の場合は代表者名義を使用してください)

一般競争入札の参加申込みに当たり、入札参加物件の土地利用計画等について下記のとおり提出します。

記

所 在	地 目	地 積 (㎡)	備 考
行田市城西1丁目563番2	宅 地	3,716.61㎡	公 簿

【土地利用計画】 ※土地の区画割り計画等を記載してください。(別紙でも結構です)

【計画概要】 ※提出の際、例は削除してください

1 販売形態等

例) 自社において、共同住宅(〇〇室)を建築し貸し付ける。

2 タイムスケジュール。

例) 令和5年度

- ・工事業者手配
- ・工事着手
- ・工事完了
- ・建築確認関係手続き

令和6年度

- ・貸付け開始

入札書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

入札者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

物件番号	金額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
1										

所在	地目	地積 (m ²)	備考
行田市城西1丁目563番2	宅地	3,716.61 m ²	公簿

「県有地の売払い一般競争入札参加要領」を承知の上、上記のとおり入札します。

- (注) ① 代理人により入札するときは、申込人（委任者）の住所、氏名を「入札者」欄に記入し、代理人の住所、氏名を「代理人」欄に記入してください。
- ② 代理人による場合には、必ず委任状を作成してください。
- ③ 金額は算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

委任状

代理人 住所
氏名

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記埼玉県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

所在	地目	地積 (m ²)	備考
行田市城西1丁目563番2	宅地	3,716.61 m ²	公簿

令和 年 月 日

申込人（委任者） 住所
氏名

入 札 書【記載例】

令和5年9月13日

(宛先)
埼玉県知事

入 札 者 住 所 ○○市○○△△××

氏 名 ○○株式会社 代表取締役 埼玉 武蔵

代 理 人 住 所

※代理人による場合は記入

氏 名

物 件 番 号	金 額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
1		¥	●	●	●	●	●	●	●	●

所 在	地 目	地 積 (m ²)	備 考
行田市城西1丁目563番2	宅 地	3, 7 1 6. 6 1 m ²	公 簿

「県有地の売払い一般競争入札参加要領」を承知の上、上記のとおり入札します。

- (注) ① 代理人により入札するときは、申込人（委任者）の住所、氏名を「入札者」欄に記入し、代理人の住所、氏名を「代理人」欄に記入してください。
- ② 代理人による場合には、必ず委任状を作成してください。
- ③ 金額は算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

委任状【記載例】

※代理人による入札の場合は必須

代理人 住所 ○○市○○△△××

氏名 ○○株式会社 ○○支店長 浦和 高砂

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記埼玉県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

所在	地目	地積 (㎡)	備考
行田市城西1丁目563番2	宅地	3,716.61㎡	公簿

令和 5年 月 日

申込人（委任者） 住所 ○○市○○△△××

氏名 ○○株式会社 代表取締役 埼玉 武蔵

No. _____

保管有価証券納付書

納付者	住所									
	(ふりがな)									
	氏名									
整理区分	1 担保証券 2 保証証券 3 保管証券			細目						
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付理由										
内 訳	証券種別	記号	番号	番号	額面金額					
							円			
							円			
							円			
							円			
納付場所					納期限	年 月 日				

上記のとおり納付します。

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県都市整備部住宅課長

No. _____

保管有価証券還付請求書

請求者	住所									
	(ふりがな) 氏名									
整理区分	1 担保証券	2 保証証券	3 保管証券	細目						
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
請求理由										
内	証券種別	記号	番号	額面金額						
					円					
訳					円					
					円					
					円					
					円					

上記のとおり還付請求します。

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県都市整備部住宅課長

No. _____

保管有価証券受領書

納付者	住所									
	(ふりがな) 氏名	様								
整理区分	1 担保証券	2 保証証券	3 保管証券	細目						
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
受領理由										
内 訳	証券種別	記号	番号	額	面	金額				
							円			
							円			
							円			
							円			
						円				

上記のとおり受領しました。

令和 年 月 日

埼玉県出納員（分任出納員）

印

上記のとおり還付を受けました。

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県出納員（分任出納員）

住所

氏名

注意 この受領書は証券受領の際、証券と引換えに提出していただきますので、大切に保管してください。

入札保証金についてのお願い

入札保証金は、保証金の金額が高額になると考えられること、及び事務処理に要する時間短縮の観点から、**小切手による納付**をお願いしています。

- 1 入札当日用意していただく小切手については、別紙「銀行振出小切手の見本」を参照してください。
- 2 別添の「保管有価証券納付書」「保管有価証券受領書」「保管有価証券還付請求書」は小切手納付用の書類です。
 - (1) 入札当日はこの3種類の書類に、住所、氏名（代理の場合も代理人ではなく入札者の氏名にしてください。）、金額、内訳等記入のうえ、小切手とともに持参してください。
 - (2) 「保管有価証券受領書」は、保証金（小切手）をお返しする際に必要となる書類です。印紙税法上の受取書に該当（記載金額が5万円を超えるとき）しますので、**200円の収入印紙**を貼って消印してください。
 - * 落札できなかった場合に必要となる書類です。一応用意をしておいてください。
- 3 入札当日の持参品
 - ・入札参加申込受付書
 - ・委任状（代理人の場合）
 - ・入札書
 - ・入札保証金
 - ・筆記用具 黒のボールペン又は万年筆（消去や修正ができない筆記具）

銀行振出小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（いわゆる預手）だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、振出人、支払人とも同一金融機関です。

SA 01234	小切手	④	全国__1301 0000 000
支払地 ○○市			
① (株) ○○銀行○○支店		⑤	
¥700,000			
上記の金額をこの小切手と引換えに ②持参人 殿へ お支払ください。			
③振出日 令和 年 月 日			
振出地 ○○市			
① (株) ○○銀行○○支店			銀行
支店長 ○○○ 印			

(注) ① 振出人、支払人とも同一金融機関である。

② 受取人欄は、持参人又は無記名である。

③ 振出日から5日以内である。

④ 全国手形電子交換所加盟店のものである。

⑤ 一般線引小切手である（特定線引小切手は不可）。

※ 全国手形電子交換所が令和4年11月から新設されたことに関して、小切手の取扱いが金融機関によって異なります。発行する金融機関によく確認してください。

【記載例】

No. _____										
保管有価証券納付書										
納付者	住所		〇〇市〇〇△△××							
	(ふりがな) 氏名		〇〇かぶしきがいしゃ さきたま むさし 〇〇株式会社 代表取締役 埼玉 武蔵							
整理区分	1 担保証券	② 保証証券	3 保管証券	細目						
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	3	0	0	0	0	0	0
納付理由										
内 訳	証券種別	記号	番号	額面金額						
	預手	SA	0123	3,000,000円						
				円						
				円						
				円						
納付場所										
納期限										
年 月 日										
上記のとおり納付します。										
令和〇〇年〇月〇〇日										
(宛先)										
埼玉県都市整備部住宅課長										
<p>* 入札保証金額 <u>入札金額ではありません。</u></p>										

*** 別添の「保管有価証券受領書」「保管有価証券還付請求書」についても、この記載例により、氏名、金額、内訳等を記入してください。**

契約手続の御案内

埼玉県都市整備部住宅課

概ね次の順に行います。

ただし、3と4については、順番が前後することがあります。

1 役員名簿について

当課あてに役員名簿を、至急提出してください。

名簿の様式は問いませんが、全役員について役職名、氏名（よみがな）、生年月日、住所の記載が必須となります。

2 契約保証金について

納入通知書を送付しますので、契約保証金から入札保証金を差し引いた額を開札の翌日から県の指定する日までに金融機関の窓口で納付してください。

納付後、納入通知書兼領収書の写しを郵送、メール等で当課あて送信してください。（契約締結日は契約保証金の納付日となります。）

3 契約書について

契約書を2部送付しますので、2部とも必要事項を記入・押印（実印）してください。

うち1部の余白に収入印紙を貼付の上、割印（実印）し、割印した1部を当課あて提出してください。

4 代金の残金について

残代金の納入通知書を送付しますので、納入通知書の発行日から起算して30日以内に金融機関の窓口で納付してください。

納付の後、納入通知書兼領収書の写しを郵送、メール等で当課あて送信してください。（所有権移転日は残代金の納付日となります。）

5 登録免許税について

当課から金額をお知らせしますので、金融機関の窓口で納付してください（納付書は最寄りの税務署又は銀行窓口にあります）。

納付の後、登録免許税領収証書の原本を当課あて郵送してください。

6 所有権移転登記について

当課で所有権移転登記の手続き（約1か月間かかります。）を行いま

すので、次の（１）から（３）の書類を提出してください。

（１）残代金の納入通知書兼領収書の写し（上記３で提出済）

（２）登録免許税領収証書の原本（郵送）（上記４で提出済）

（３）個人の場合は「住民票」、

法人の場合は「代表者事項証明書（資格証明書）」（郵送）

なお、この所有権移転登記は、不動産登記法第１１６条第２項の規定に基づく公共嘱託登記です。民間で行われているものと手続が異なりますので、御注意ください。

7 登記識別情報について

所有権移転登記が済みましたら、登記識別情報等の書類を当課からお渡しします。

8 入札結果の公表及び情報公開請求等への対応について

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめ御了承ください。なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

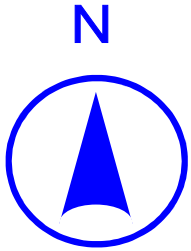
また、この契約について情報公開請求等があった場合は、条例等に基づき対応いたしますので、御承知おきください。

市役所方面
至大宮

危機管理防災
センター

県民健康
センター

申込受付
第二庁舎1階
住宅課



職員会館

第二庁舎

教育
会館

入札会場
埼玉教育会館
4階 403会議室

診療所

コイン
パーキング

衛生会館

農林会館

国道
17号

別館

文書館

議事堂

本庁舎

花時計

西口

JR
浦和駅

県庁前

県庁前(東)

第三庁舎

JR
中浦和駅
方面

外来駐車場
B P

外来駐車場
A P

補助
駐車場

至東京

裁判所

検察庁

物件番号1 行田市城西1丁目563番2(県営行田忍住宅跡地)

位置図・写真

